

# 雇 用 契 約 書

開設者 \_\_\_\_\_ を甲とし、毒物劇物取扱責任者 \_\_\_\_\_ を乙として、  
両者の間で下記の条項により雇用契約を締結する。

第1条 甲は店舗における毒物劇物を保管かつ販売する総ての法的及びその他の管理を乙  
に委嘱し、乙は承諾してその責任義務を負うものとする。

第2条 契約期間は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとし、期間満了前  
\_\_\_\_\_ カ月前まで、甲・乙一方から契約の改訂等について何らかの意思表示をしないときは、その  
後の契約は更新されたものとする

ただし、契約期間内に余儀なき理由により解約すべき事態を生じた場合は、 \_\_\_\_\_ カ月以内に、  
甲・乙協議のうえ解約とする。

第3条 乙は上記店舗に毎日午前 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分から午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分まで勤務する。

ただし、 \_\_\_\_\_ は休日とし、勤務時間外の勤務については労働基準法に定める時間外割増賃金  
を支給する。

第4条 甲は乙に対し給料として月額 \_\_\_\_\_ 円並びに管理手当 \_\_\_\_\_ 円、  
\_\_\_\_\_ 手当 \_\_\_\_\_ 円を支給する。

なお、賞与は年 \_\_\_\_\_ 回とし、昇給は年 \_\_\_\_\_ 回及び勤務成績により臨時に昇給させる。

第5条 乙は毒物劇物取締法等保健衛生上支障を生じるおそれがないように、店舗の設備  
及び毒物劇物その他の物品について、適正な管理をしなければならない

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有す  
るものとする。

年        月        日

店 舗 の 名 称  
店 舗 の 所 在 地

甲 の 住 所  
及 び 氏 名

印

乙 の 住 所  
及 び 氏 名

印